

第4章 法律

著作権法

著作権紛争は音楽などコンテンツ関連がメイン
米国ではソフトのオープンソース議論が沸騰

ファイル交換システム「P2P」関連

過去1年間におけるネットワーク上の著作権紛争に関する台風の目は、インターネットを介したピア・ツー・ピア（P2P）方式のファイル交換システムをめぐる問題であった。

まず米国では、レコード協会（RIAA）傘下のレーベル十数社がナップスター社を集団提訴した事件が注目を浴びてきた。ナップスターで交換されているファイルの多くは不正コピーの海賊版であり、ユーザーの著作権侵害行為を助長し寄与したなどの点が理由とされている。2001年3月、レーベル側の提出する著作権侵害情報に基づいて、ナップスター社に対し著作権付き音楽ファイル交換の遮断を命じる仮処分命令が下され、さらに同年7月、完全に遮断できるまでサービス停止を続けるように、改めて裁判所が命じた。米国ではその後、ナップスターに代わるP2Pファイル交換システムが多数登場し、複数の裁判が継続している。

他方、オランダのアムステルダム控訴裁判所は、2002年3月28日、KaZaA社のP2Pファイル交換システムを著作権管理団体が著作権侵害として提訴した事件で、著作権侵害行為はユーザーの行為であり、KaZaA社は関与していないとして、同社の責任を否定する判決を下している。わが国でも、P2Pファイル交換システムとしてサービスを開始したファイルログの運営会社に対し、システムを介してMP3形式で音楽の不正コピーが交換されており、著作権法の複製権や公衆送信権をユーザーと共同で侵害し、または侵害を惹起し助長したとして、日本レコード協会傘下のレーベル18社と日本音楽著作権協会（JASRAC）が、運営会社を相手取って差止仮処分を東京地裁に申し立てるといふ事件が発生した。

この事件で運営会社側は、ナップスタ

ーと異なり音楽以外のファイルが中心に交換されているなどとして反論した。しかし東京地裁は、ファイルログが自動公衆送信権及び送信可能化権を侵害していると判断。各レーベルの指定するタイトル名及び実演家名の双方が表記されたMP3ファイル情報の利用者への送信を禁止する仮処分命令を行い（東京地裁平成14（2002）年4月9日命令）、さらにJASRACの管理する楽曲リストの原題名及びアーティストの双方が表記されたMP3ファイル情報の利用者への送信を禁止する仮処分命令を行った（東京地裁同月11日命令）。本件では別途、差止請求に加えて巨額の損害賠償を求めた本案訴訟が提起されており、今後の動向が注目されている。

以上はネット上のファイル交換システムについて運営会社を当事者とした裁判だが、ユーザーが当事者とされる事件も登場した。京都簡裁は、平成14（2002）年3月22日、ファイル交換ソフト「WinMX」を起動して自分のパソコンから商業ソフトをインターネット経由で自由にダウンロードできるように設定した被告人に対し、著作権法違反（公衆送信権侵害）で罰金40万円の略式命令を下している。こうした行為を技術的に規制する目的で、日米においてコピー防止機能付きCDが発売され、議論を呼んでいる。

わが国におけるその他の紛争

わが国では他にもネットワーク関連の著作権紛争は少なくない。まず、ウェブページ「速読本舗」に市販書籍の要約文を掲載していた会社に対し、書籍の著者らが著作権侵害を理由に差止及び損害賠償請求を求めた事案で、東京地裁平成13（2001）年12月3日判決は、これを認容する判断を示した。

次に、インターネット上の掲示板「ホテル・ジャンキーズ」に匿名で書き込んだ投稿文章を書籍に無断転載して出版した行為が著作権侵害にあたるとして、掲示板に書き込んだ11名が、書籍の作成者らと出版社を被告として訴えた事件で、出版差し止めと損害賠償金の支払いを命じた東京地裁平成14（2002）年4月15日判決がある。

オープンソースをめぐる議論&紛争

かつてコンピュータ関連の著作権紛争はプログラム著作物をめぐる事案が中心だったが、ネット関連ではコンテンツをめぐる紛争が中心となっている点に、時代の流れを感じ取ることができよう。しかし、米国では2001年に入ると、プログラムの著作権に関連し、フリーソフトウェア／オープンソースソフトウェアをめぐり、「GPL（GNU General Public License；GNU一般公有使用許諾）の伝搬性」を主要対象とした議論が起こった。

米マイクロソフト社のジム・アルチン副社長による「非米国的」発言、同社クレイグ・マンディー副社長の「ウイルスのような様相」発言、同社ビル・ゲイツ会長の「バックマン」発言などが相次いで話題となり、商業ソフトベンダーが顧客及びパートナーとソースコードを共有しつつ、知的財産権はベンダーに帰属するという「共有ソース哲学（Shared Source Philosophy）」を提唱する同社とコミュニティとの間で論争が続いている。GPL違反を争点とする裁判紛争も発生している。GPL準拠のデータベースエンジン「MySQL」を出荷するMySQL AB社と米ヌースフェア社とを当事者として、2001年春に提起された裁判紛争の場で、米ヌースフェア社がGPL違反を犯したかどうかという点が争点となっている。

（岡村久道 弁護士/近畿大学講師）



[インターネット白書 ARCHIVES] ご利用上の注意

このファイルは、株式会社インプレスR&Dが1996年～2012年までに発行したインターネットの年鑑『インターネット白書』の誌面をPDF化し、「インターネット白書 ARCHIVES」として以下のウェブサイトで公開しているものです。

<http://IWParchives.jp/>

このファイルをご利用いただくにあたり、下記の注意事項を必ずお読みください。

- 記載されている内容(技術解説、データ、URL、名称など)は発行当時のものです。
- 収録されている内容は著作権法上の保護を受けています。著作権はそれぞれの記事の著作者(執筆者、写真・図の作成者、編集部など)が保持しています。
- 著作者から許諾が得られなかった著作物は掲載されていない場合があります。
- このファイルの内容を改変したり、商用目的として再利用したりすることはできません。あくまで個人や企業の非商用利用での閲覧、複製、送信に限られます。
- 収録されている内容を何らかの媒体に引用としてご利用される際は、出典として媒体名および年号、該当ページ番号、発行元(株式会社インプレスR&D)などの情報をご明記ください。
- オリジナルの発行時点では、株式会社インプレスR&D(初期は株式会社インプレス)と著作権者は内容が正確なものであるように最大限に努めました。すべての情報が完全に正確であることは保証できません。このファイルの内容に起因する直接および間接的な損害に対して、一切の責任を負いません。お客様個人の責任においてご利用ください。

お問い合わせ先

株式会社インプレス R&D

✉ iwp-info@impress.co.jp